

## 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準（案）についてご意見を募集します

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度について、市で新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があります。その内容について、市民の皆さんから意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成26年7月1日（火）から平成26年7月30日（水）まで  
※最終日の窓口受付は午後5時15分まで

#### 2 案の概要

市のホームページ (<http://www.city.toda.saitama.jp/>) 並びに担当課（保育幼稚園課・児童青少年課、市役所2階）、市政情報室（市役所3階西側）、各公立保育園、各公立学童保育室、児童センター、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、新曽南多世代交流館（さくらパル）、福祉保健センター及び戸田公園駅前行政センター2階でご覧いただけます。

#### 3 関係資料

子ども・子育て支援新制度に関する各種基準（案）の概要  
戸田市の現状と新制度における基準との比較  
資料1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要  
資料2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要  
資料3 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準の概要  
資料4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要

#### 4 意見の提出先

戸田市 こども青少年部 保育幼稚園課  
〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1  
FAX 048-432-8510  
Eメール [hoikuen@city.toda.saitama.jp](mailto:hoikuen@city.toda.saitama.jp)

#### 5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあつては、名称・住所地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

## 6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

## 7 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準（案）についての問い合わせ先

戸田市 子ども青少年部 保育幼稚園課  
電話 048-441-1800（内線282）

## 戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課  
電話 048-441-1800（内線363）

## 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準（案）の概要

平成27年4月から、子ども・子育て支援に関する新しい制度の実施が予定されています。

この「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、法律や国の基準に基づき、各市町村で保育所や学童保育室等に関する新たな設備・運営基準を定めることとなります。

戸田市においても、新制度の実施に向け各基準（案）を策定し、条例等の制定準備を進めております。

各種基準（案）の概要につきましては、下記のとおりとなります。

### 【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準】

20人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などの「地域型保育事業」に関する認可基準であり、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市の条例にて以下の事項を定めるものです。

- 1 保育従事者の配置、職員数
- 2 保育室・屋外遊技場等の面積要件
- 3 給食設備等の要件
- 4 耐火基準等
- 5 連携施設

### 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準】

保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準であり、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市の条例にて以下の事項を定めるものです。

- 1 利用定員（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の各々について）
- 2 応諾義務（正当な理由がなければ利用申し込みを拒んではならない）
- 3 定員を上回る場合の選考（保育認定（2・3号認定）は保育必要性等を勘案し選考）
- 4 連携施設との連携（地域型保育における卒園後の受け皿の確保）
- 5 利用者負担の受領（実費徴収以外に上乗せ徴収を行う場合は予め額や理由を明示）
- 6 幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供
- 7 個人情報管理
- 8 事故発生の防止及び発生時の対応
- 9 特別利用保育・特別利用教育の提供

### 【支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準】

新制度では、保護者の申請に基づき、市が保育の必要性の認定と給付金の支給を行います。保育が必要な事由など、認定の条件は国が定める基準（内閣府令）で定められますが、細かな運用方法については、市で基準を定めることとなります。

- 1 保育を必要とする理由（就労、妊娠・出産、介護・看護、求職活動、就学等）
- 2 保育の必要量（保育標準時間：1日11時間まで利用可、月平均275時間  
保育短時間：1日8時間まで利用可、月平均200時間）
- 3 保育認定における就労時間の下限（月64時間）

### 【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市の条例にて以下の基準を定めるものです。

- 1 設備の専用区画の定義、専用区画における1人当たりの面積概ね1.65㎡以上等
- 2 職員(放課後児童支援員)の配置、配置人数2名以上、放課後児童支援員の資格要件等
- 3 支援の単位 概ね40名以下
- 4 最低基準の向上等
- 5 職員の虐待行為等の禁止
- 6 開所時間 小学校の休業日以外の日 3時間以上 小学校の休業日8時間以上  
開所日数 250日以上
- 7 職員（放課後児童支援員）の研修に関する経過措置

## 戸田市の現状と新制度における基準との比較

### 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

	戸田市の現状	戸田市の基準（案）
保育従事者	(家庭保育室) 1 / 3 以上は保育士、看護師、保健師、助産師の有資格者	(小規模保育事業) A型：全員が保育士有資格者 B型：1 / 2 以上は保育士有資格者 他の 1 / 2 は市が行う研修修了者
職員数	(家庭保育室) 0歳児 1 : 3      1歳児以上 1 : 5	(小規模保育事業A型・B型) 0歳児 1 : 3      1～2歳児 1 : 6 上記に+1名
設備・面積	(家庭保育室) 3.3 m <sup>2</sup> / 1人	(小規模保育事業A型・B型) 乳児室等（0・1歳児） 3.3 m <sup>2</sup> / 1人 保育室等（2歳児） 1.98 m <sup>2</sup> / 1人 屋外遊技場（2歳児） 3.3 m <sup>2</sup> / 1人
給食	(家庭保育室) 持参、配食サービス等も可	(小規模保育事業A型・B型) 原則は自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可
連携施設	—	(家庭的保育、小規模保育等) 連携施設の設定が必要（保育内容の支援、卒園後の受け皿確保）

### 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準

	戸田市の現状	戸田市の基準（案）
保育を必要とする理由	<p><b>（保育に欠ける事由）</b></p> <p>① 就労                      ② 妊娠・出産                      ③ 保護者の病気・疾病                      ④ 親族の介護・看護                      ⑤ 災害復旧                      ⑥ その他上記に類する状態にあたると認められる場合</p>	<p><b>（保育が必要な事由）</b></p> <p>① 就労                      ② 妊娠・出産                      ③ 保護者の病気・疾病                      ④ 親族の介護・看護                      ⑤ 災害復旧                      ⑥ 求職活動                      ⑦ 就学                      ⑧ 虐待やDVのおそれがあること                      ⑨ 育休取得時に既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること                      ⑩ その他上記に類する状態にあたると認められる場合</p>
区分・必要量	<p><b>（保育時間）</b>                      原則1日8時間、特例保育を含め7：00～18：00の11時間まで利用、延長保育あり</p> <p><b>（就労要件）</b>                      1日5時間以上かつ月15日以上（月75時間以上）</p>	<p><b>（保育標準時間）</b>                      1日11時間まで利用（月平均275時間）、延長保育あり</p> <p><b>（保育短時間）</b>                      1日8時間まで利用（月平均200時間）、延長保育あり</p> <p><b>（就労時間の下限）</b>                      月64時間以上</p>

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

戸田市の現状	戸田市の基準（案）
<p>埼玉県放課後児童クラブ運営基準に基づき、原則として児童の生活スペースは1.65㎡（畳1畳分）以上の広さを確保する。</p>	<p>専用区画の面積は、児童一人につき概ね<b>1.65㎡以上</b>とする。</p>
<p>職員は、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に基づき、原則として児童20人未満には2名以上、20人以上には3名以上配置する。</p> <p>指導員の資格は、教員若しくは保育士の資格を有する者又は児童の養育に知識若しくは経験を有する者とする。（条例）</p>	<p>放課後児童健全育成事業ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに<b>2人以上</b>とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、<b>都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士・社会福祉士の資格を有する者</li> <li>○高卒等の者であって、<b>2年以上の児童福祉事業に従事したもの</b></li> <li>○教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）</li> <li>○大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて<b>卒業した等</b></li> <li>○高卒等であり、かつ、<b>2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したもの</b>であって、市町村長が適当と認めたもの</li> </ul>
<p>最大定員70人の保育室がある。</p>	<p>支援の単位を構成する児童の数は、おおむね<b>40人以下</b>とする。</p>
<p>—</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として設備又は運営を低下させてはならない。</p>
<p>—</p>	<p>職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

戸田市の現状	戸田市の基準（案）
<p>※戸田市の公立学童保育室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校の授業の休業日 1日につき11時間</li> <li>○小学校の授業の休業日以外の日 1日につき6時間</li> <li>○開所日数：年間290日程度開室（日曜日、祝日及び年末年始のみ休業）</li> </ul>	<p>国の基準のとおり</p> <p><b>【国の基準】</b></p> <p>開所する時間は、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校の授業の休業日 1日につき<b>8時間</b></li> <li>○小学校の授業の休業日以外の日 1日につき<b>3時間</b></li> </ul> <p>○開所日数：<b>年間250日以上</b>を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>※戸田市の公立学童保育室：<b>現在の水準を維持する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校の授業の休業日 1日につき11時間</li> <li>○小学校の授業の休業日以外の日 1日につき6時間</li> <li>○開所日数：年間290日程度開室（日曜日、祝日及び年末年始のみ休業）</li> </ul>
—	<p>放課後児童支援員について、この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、都道府県知事が行う研修を「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>



## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要

### 1 家庭的保育事業等について

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられた事業です。原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、次の4類型に区分されます。

#### 【地域型保育事業の類型】

類 型	概 要	事業主体
家庭的保育事業 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気の中で少人数を対象に、きめ細やかな保育を実施。 保育者の居宅、その他の場所で保育を行う。	市町村・民間事業者等
小規模保育事業 (定員6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施。 保育を目的とした様々なスペースで行う。 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施。 ・A型：保育所分園に近いもの（定員6人～19人） ・B型：保育所分園と家庭的保育の中間的なもの（定員6人～19人） ・C型：家庭的保育に近いもの（定員6人～10人）	市町村・民間事業者等
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施（いわゆるベビーシッター）。	市町村・民間事業者等
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。 地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。 ・保育所型：利用定員が20人以上 ・小規模型：利用定員が19人以下	事業主等

## 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。

（児童福祉法第34条の16第1項）

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。

（児童福祉法第34条の16第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。 異なる内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

## 3 基準の制定に係る戸田市の基本的な考え方

基準の制定にあたっては、市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、市独自の基準（国の基準への上乘せ）規定は行わず、国の基準に準じて戸田市の基準を制定する予定です。

## 4 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日とする予定です。

# 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)

※ 従:従うべき基準 参:参照すべき基準

項目	国の示す基準						※	市の基準案	
	家庭的保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業			
		A型(分園型)	B型(中間型)	C型(家庭的保育型)		保育所型(20人~)			小規模型(~19人)
保育従事者	家庭的保育者※1 (+補助者)※2	保育士※3	保育士※3 +保育従事者※2 (保育士1/2以上)	家庭的保育者※1 (+補助者)※2	必要な研修を修了した 保育士、保育士と同等 以上の知識及び経験を 有すると市町村が認める者	保育士※4	小規模保育事業 A型・B型同様	従	国の基準どおり
※1 市町村長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※2 市町村長が行う研修を修了した者 ※3 0~2歳児4名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 ※4 0歳児6名以上受入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可									
職員数	【0~2歳児】 3:1 【補助者を置く場合】 5:2	【0歳児】 3:1 【1・2歳児】 6:1 上記に+1名	【0~2歳児】 3:1 【補助者を置く場合】 5:2	【0~2歳児】 1:1	【0歳児】 3:1 【1・2歳児】 6:1	【0歳児】 3:1 【1・2歳児】 6:1	【0歳児】 3:1 【1・2歳児】 6:1 上記に+1名	従	国の基準どおり
設備・面積	保育を行う専用の居室 3.3㎡/1人	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/1人	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室又は遊戯室 3.3㎡/1人	—	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/1人	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/1人	参	国の基準どおり	
屋外遊技場	同一敷地内に遊戯等に 適当した広さの庭 (付近の代替地可) 【2歳児】 3.3㎡/1人	屋外遊技場 (付近の代替地可) 【2歳児】 3.3㎡/1人	—	—	屋外遊技場 (付近の代替地可) 【2歳児】 3.3㎡/1人	参	国の基準どおり		
給食	方法	自園調理			—	自園調理		従	国の基準どおり
	設備	調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 現在自園調理を行っていない場合平成31年度末までに体制を整える前提で経過措置あり				調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 現在自園調理を行っていない場合 平成31年度末までに体制を整える前提で経過措置あり			
		調理設備				調理室	調理設備		
		通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める 外部搬入の場合、必要な加熱、保存等の調理機能を求める				社員食堂の活用可(乳幼児への適切な食事提供が前提) 定員に応じた設備内容を求める 外部搬入の場合、必要な加熱、保存等の調理機能を求める			
職員	調理員			調理員		調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合は配置不要			
耐火基準等	基本的に建築基準法上の 上乗せ規制はなし 火災報知器及び消火器の設置	建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建物であること 消火器等の消化器具の設置 非常警報器具の設置 保育室等を2階以上に設置する場合は手すり等の乳幼児の転落防止設備を設ける 避難階段は当面現行の認可保育所に準じた取り扱い			規制を設けない 消火器や避難経路の確 認を求める	建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建物であること 消火器等の消化器具の設置 非常警報器具の設置 保育室等を2階以上に設置する場合は手すり等の乳幼児の転落 防止設備を設ける 避難階段は当面現行の認可保育所に準じた取り扱い		参	国の基準どおり
連携施設	連携施設の設定が必要 連携施設の確保・設定が困難であり更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、 平成31年度末までの間、連携施設の設定を求めないことができる経過措置あり 【連携内容】 ・保育内容の支援 ・卒園後の受け皿			—		—		従	国の基準どおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要

### 1 新制度における確認制度について

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）」の対象となることを希望する施設や事業者からの申請に基づき、施設や事業の類型に従い、市が認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費（委託費）を支払うことになります。

#### 【教育・保育給付と認定の関係】

		満3歳以上			満3歳未満	
		1号認定（保育不要）	2号認定（保育必要）		3号認定（保育必要）	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
特定教育・ 保育施設	認定こども園	施設型給付				
	幼稚園	施設型給付	特例施設型給付※①			
	保育所	特例施設型給付※	施設型給付			
特定地域型 保育事業	家庭的保育事業	特例地域型保育給付※	特例地域型保育給付※②	地域型保育給付		
	小規模保育事業					
	居宅訪問型保育事業					
	事業所内保育事業					

※特例給付については、緊急時の支払いや、地域に認定区分に対応する施設がない等、市が必要と認める場合に対応。

例) ① 2号認定を受けた子どもが、認定こども園・保育所等の利用を希望したが、定員に空きがなく幼稚園に入園した場合など。

② 特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、年度の途中で満3歳を迎えたが、保護者の希望により引き続き特定地域型保育事業を利用する場合など。

## 2 確認制度における運営に関する基準の制定にあたって

○特定教育・保育施設、特定地域型保育事業は、①学校教育、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと、②子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められています。

(子ども・子育て支援法第34条第2項、同法第46条第2項)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。

(子ども・子育て支援法第34条第3項、同法第46条第3項)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。 異なる内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

## 3 基準の制定に係る戸田市の基本的な考え方

基準の制定にあたっては、市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、市独自の基準（国の基準への上乘せ）規定は行わず、国の基準に準じて戸田市の基準を制定する予定です。

## 4 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする予定です。

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

※従: 従うべき基準 参: 参酌すべき基準

		分類	国の示す基準	※	市の基準(案)
1 利用定員に関する基準		利用定員	①認定こども園 20人以上 ②保育所 20人以上 ③幼稚園 最低数を設けない ④家庭的保育事業 1人以上5人以下 ⑤小規模保育事業A型・B型 6人以上19人以下 ⑥小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ⑦居宅訪問型保育事業 1人	従	国の基準どおり
		年齢区分による定員	①1号認定:(教育標準時間認定) 3～5歳の枠で設定 ②2号認定:(保育認定) 3～5歳の枠で設定 ③3号認定:(保育認定) 0歳の枠で設定、1・2歳の枠で設定  ※地域の実情に応じ更に細かく規定も可	従	国の基準どおり
		保育必要性による定員	保育標準時間・保育短時間の区分を設けなくて定員を設定 ※地域の実情に応じ、市の判断又は施設・事業者の申請により区分することも可	従	国の基準どおり
		定員割れ、定員超過の扱い	・定員割れ: 認可定員数の変更なしで実際の利用状況を反映したものとする ・定員超過: 利用定員は認可定員の範囲内で設定する	従	国の基準どおり
2 運営に関する基準	利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約	施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始に当たって保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求める。	従	国の基準どおり
			事前説明を要する事項(施設・事業の選択に資すると認められる事項) ①運営規定の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担等		
			・パンフレット、説明書などの文書による丁寧な説明が基本 ・保護者の求めに応じ電子ファイルも可	参	国の基準どおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

※従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

		分類	国の示す基準	※	市の基準(案)
2 運 営 に 関 す る 基 準	利 用 開 始 に 伴 う 基 準	応諾義務	利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 正当な理由 ・定員に空きがない ・定員を上回る利用申込みがあった(選考が必要) ・その他特別な事情がある場合	従	国の基準どおり
		定員を上回る場合の選考	国が定める選考基準に基づき選考、選考方法は予め明示 ・1号認定(教育標準時間認定):抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考 ・2号・3号認定(保育認定):保育の必要性の程度、家族等の状況を勘案し選考 ※施設の受け入れ態勢が整っている場合、特別な支援が必要な子の優先選考可	従	国の基準どおり
		支給認定証の確認、 支給認定申請の援助	・保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、 支給認定証の確認を行う。 ・支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、 速やかに適切な申請がされるよう援助をする。	参	国の基準どおり
		連携施設との連携 (地域型保育事業のみ)	・連携協力を行う幼稚園、保育所、認定こども園を適切に確保 (保育内容に関する支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿) ※連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいてはこの限りでない ・連携施設との協定書等の締結を求める (連携施設から給食の外部搬入、合同で嘱託医の健診、卒園後の受け皿として優先利 用枠設定等)	従	国の基準どおり
		利用者負担の受領	・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、それ以外に、実費徴収 、実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 ・実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ 額や理由を明示することを求める。	従	国の基準どおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

※従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

		分類	国の示す基準	※	市の基準(案)
2 運営に関する基準	教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	それぞれ次に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。  ・幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・認定こども園 幼稚園教育要領、児童福祉施設設備運営基準等 ・幼稚園 幼稚園教育要領 ・保育所 保育所保育指針、児童福祉施設設備運営基準等	従	国の基準どおり
		利用者に関する市への通知	保護者の虚偽等による教育・保育の提供を把握した場合の市への通知を求める。	参	国の基準どおり
		子どもの適切な処遇	利用児童の平等取扱い、虐待等の禁止、懲戒等に係る権限の濫用防止	従	国の基準どおり
	管理・運営等に関する基準	運営規定の策定	施設・事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤利用料に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額) ⑥利用定員(確認制度上の定員設定と同じ区分で定める) ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	参	国の基準どおり



## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

※従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

		分類	国の示す基準	※	市の基準(案)
2 運営に関する基準	管理・運営等に関する基準	個人情報管理(秘密保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者へ対し秘密保持のための必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・関係機関(小学校等)へ情報提供が必要な場合、保護者へ事前周知・説明、同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	従	国の基準どおり
		苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付窓口の設置</li> <li>・市による指導監督等に対し必要な協力、改善等</li> </ul>	参	国の基準どおり
		非常災害対策、衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への通知、定期的な訓練の実施を求める。</li> <li>・施設・事業者に対し、施設・設備の衛生管理に努め、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求める。</li> </ul>	参	国の基準どおり
		事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生の防止 ①事故発生防止のための指針の整備 ②従業員に対する改善策の周知体制の整備 ③事故発生防止のための委員会及び従業員への研修を定期的実施 事故発生時の対応 ①市、保護者に対して速やかな報告 ②事故発生時の状況、処置等に関する記録 ③事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う	従	国の基準どおり
		評価(自己評価、第三者評価等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は自らその提供する教育・保育の質の評価を行い常に改善を図らなければならない。</li> <li>・施設・事業者は支給認定保護者その他の関係者(施設職員を除く)による評価又は外部評価を受けてそれらの結果を公表しその改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
		会計区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理</li> <li>・財務諸表の公表を求める</li> </ul>	参	国の基準どおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

※従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

		分類	国の示す基準	※	市の基準(案)
2 運営に関する基準	管理・運営等に関する基準	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、設備、及び会計に関する諸記録の整備を求める</li> <li>・支給認定子どもに対する次に掲げる記録を整備し5年間保存しなければならない</li> <li>①教育・保育の提供に当たっての計画</li> <li>②教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</li> <li>③市への通知に係る記録</li> <li>④苦情の内容等の記録</li> <li>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>	参	国の基準どおり
		管理・運営に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求める</li> <li>・施設・事業について虚偽又は誇大な広告の禁止</li> </ul>	参	国の基準どおり
	撤退時の基準	確認の辞退・定員減少における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少において、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるようできる限り協力することを求める。</li> <li>・上記に伴い、協力する教育・保育施設については、利用定員の弾力化に当たって配慮する。</li> </ul>	参	国の基準どおり
3 特別利用保育等に関する基準		特別利用保育・特別利用教育の提供	特別利用教育・特別利用保育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準による。	従	国の基準どおり

## 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準の概要

### 1 支給認定（保育の必要性の認定）について

新制度では、これまで保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは別の手続として行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

この「保育の必要性」の認定にあたっては、児童1人1人につき保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等の認定を市が行い、認定証を交付することとなります。

### 2 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準の制定にあたって

保育の必要性の認定において、「保育が必要な事由」などについては国で定められていますが、実際の運用にあたっては、現行の状況等を踏まえつつ細分化や詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。

### 3 基準の制定に係る戸田市の基本的な考え方

基準の制定にあたっては、国の基準に準じて戸田市の基準を制定する予定です。なお、保育必要量の区分認定における就労時間の下限について、国で示す基準は、月48時間から64時間の範囲内で市町村が定めるものとしています。このことから、近年の保育所待機状況及び現行の保育所入所要件等から勘案し、戸田市では就労時間の下限については、月64時間に設定する予定です。

### 4 施行期日

平成27年4月1日（新しい基準については、平成27年4月1日以降に入所する児童について適用する予定です。）

## 支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準(案)

項目	国の示す基準	市の基準(案)
保育の実施を必要とする事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就労(フルタイムの他、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応)</li> <li>②妊娠、出産</li> <li>③保護者の疾病、障害</li> <li>④同居又は長期入院している親族の介護、看護</li> <li>⑤災害復旧</li> <li>⑥求職活動(起業準備を含む)</li> <li>⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</li> <li>⑧虐待やDVのおそれがあること</li> <li>⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> <li>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</li> </ul>	国の基準どおり
区分・必要量	<p>保育標準時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日11時間までの利用</li> <li>・1月あたり平均275時間(212時間超・292時間以下)</li> </ul>	国の基準どおり
	<p>保育短時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日8時間までの利用</li> <li>・1月あたり平均200時間(最大212時間)</li> <li>・就労下限時間: 1月あたり48時間以上64時間以下</li> </ul>	近年の保育所待機状況及び現行の保育所入所要件等から勘案し就労下限時間を月64時間に設定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②妊娠、出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない</li> <li>・現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所できる経過措置を講じる</li> </ul>	国の基準どおり

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要

### 1 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を与える事業で、本市では学童保育室がこれをおこなっています。

### 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

新制度施行に伴い、放課後児童健全育成事業（学童保育室）の設備及び運営について、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市は条例で基準を定めることとされました。

この基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定めることになっています。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。
参酌すべき基準	地方自治体が、十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることを許容される基準を指す。

### 3 国が定める基準の概要と本市の方針（考え方）について

項目	分類	国の基準（厚生労働省令より）	戸田市の方針
設備の基準	参酌すべき基準	放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	国の基準どおり
職員	従うべき基準	放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ○保育士の資格を有する者 ○社会福祉士の資格を有する者	国の基準どおり

項目	分類	国の基準（厚生労働省令より）	戸田市の方針
		<p>○高卒等の者であって、2年以上の児童福祉事業に従事したもの</p> <p>○教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）</p> <p>○大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>○大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者</p> <p>○高卒等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めたもの</p>	
職員	参酌すべき基準	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	国の基準どおり
最低基準と放課後児童健全育成事業	参酌すべき基準	<p>放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として設備又は運営を低下させてはならない。</p>	国の基準どおり
虐待等の禁止	参酌すべき基準	職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準どおり
開所時間及び日数	参酌すべき基準	<p>開所する時間は、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>○小学校の授業の休業日 1日につき8時間</p> <p>○小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間</p> <p>開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	<p>国の基準どおり。</p> <p>ただし、現在国の基準を超えて開所している施設は、その水準を維持する。</p>
職員の経過措置	従うべき基準	放課後児童支援員について、この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、都道府県知事が行う研修を「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	国の基準どおり